

始良市農業委員会総会議事録（令和3年7月）

1. 開催日時 令和3年7月30日（金） 午後1時～午後2時50分まで
2. 開催場所 蒲生総合支所 本館2階 大会議室

農業委員 出席委員（18人）

1 番	小長野 誠	11 番	堂前 澄男
2 番	坂元 廣幸	12 番	西 泰行
3 番	本村 正一	13 番	川島 兼次
4 番	福森 徳昭	14 番	内飢 達也
5 番	牧野田 隆平	15 番	平 富士夫
6 番	杉尾 敏憲	16 番	岩元 律子
7 番	市蘭 由美子	17 番	松元 信道
8 番	白尾 親昭	18 番	夏田 恒
9 番	今村 逸子	19 番	米迫 慎二
10 番	野元 幸雄		

欠席委員 4 番農業委員

農地利用最適化推進委員 出席委員（5人）

1 番	内村 幸雄	7 番	松永 政文
2 番	宇都 和義	8 番	松元 健一
3 番	扇蘭 弘行	9 番	池端 隆志
4 番	柚木 利雄	10 番	新屋敷 幸一
5 番	大重 孝司	11 番	中村 政芳
6 番	上福元 克己	12 番	柳迫 勝美

欠席委員 1 番推進委員、2 番推進委員、5 番推進委員、
6 番推進委員、9 番推進委員、10 番推進委員、
11 番推進委員

3. 議事日程

1. 議事録署名委員の指名
2. 会議書記の指名
3. 議案第 1 号 農用地利用集積計画(貸借)の意見決定について
4. 議案第 2 号 農用地利用集積計画(所有権移転)の意見決定について
5. 議案第 3 号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
6. 議案第 4 号 農地転用事業計画変更申請について
7. 議案第 5 号 農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について

- | | | | |
|-----|-----|------|---------------------------|
| 8. | 議案第 | 6 号 | 農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について |
| 9. | 議案第 | 7 号 | 農地の利用目的変更願について |
| 10. | 議案第 | 8 号 | 非農地証明願について |
| 11. | 議案第 | 9 号 | 農地あっせん申出（売渡 希望）について |
| 12. | 議案第 | 10 号 | 農地あっせん申出（買受 希望）について |
| 13. | | | 農地あっせんの経過報告 |
| 14. | | | 農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告 |
| 15. | | | その他 |

4. 農業委員会事務局職員

事務局長
農地係長
農地係主査
農地係主事
振興係長
振興係主任主査
加治木農林水産係長
始良農林水産係長

	始良市農業委員会総会議事録（令和３年７月） （大会議室に農業委員着席）
事務局長	姿勢を正してください。 一同礼。 〔１．総会の通告〕
議 長	ただいまから、令和３年度 第４回 始良市農業委員会総会を開会いたします。 ただいまの出席農業委員は<u>１９名中、１８名</u>で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 なお、本日は、４番農業委員が欠席であります。
	————— 会務報告 —————
議 長	それでは、会務報告について、事務局よりお願いします。
事務局	資料により説明。
	————— 議事録署名委員の指名 —————
議 長	議事日程に入ります。 それでは、日程第１、議事録署名委員の指名について、始良市農業委員会会議規則第１７条第２項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
委 員	『異議なし』
議 長	それでは、１６番農業委員、１７番農業委員にお願いいたします。
	————— 会議書記の指名 —————
議 長	つぎに、日程第２、会議書記の指名について、本日の会議書記には、事務局職員の〇〇振興係長と〇〇農地係長を指名いたします。 これからの議案の審議では、農業委員会法第３１条の規定の議事参与の制限により、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができなくなっておりますので、該当する事案の委員は、審議開始から終了までの間、退席をお願いします。関係議案、終了後に入室・着席していただき

	ます。 なお、この規定では、委員本人の方々の事案については、事務局で把握できますが、それ以外の親族等については、把握ができませんので、申し出ていただき退席等よろしくお願いいたします。
議 長	————— 議案第 1 号 ————— それでは、日程第 3 議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてを議題に供します。 1 番から 1 3 番までについて、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 1 号、農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についてご説明いたします。総会資料は、1 ページ目でございます。こちらは、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地の利用権の設定です。農業委員会で審査決定後、市長がこれを公告することにより、利用権の効力が発生いたします。 公告日は 7 月 3 0 日、契約の始期は 8 月 1 日をそれぞれ予定しております。 契約年数につきましては、3 年間で 6 件、5 年間で 1 4 件、1 0 年間で 1 件で、合計 2 1 件となっております。面積につきましては、合計 4 1, 4 1 0 m²となっております。 農用地利用集積計画（貸借）の内容につきましては、総会資料の 2 ページから 5 ページにございますので、ご確認いただきたいと思います。 なお、総会資料の 4 ページの 1 4 番が、1 4 番農業委員、1 5 番が、5 番農業委員、1 6 番から 2 1 番が、1 6 番農業委員の関連する議案となっております。 こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定、議事参与の制限に基づき、議案の採決に参加できませんので、よろしくお願いいたします。 以上、第 1 号議案の説明を終わります。
議 長	それでは、1 番から 1 3 番までについて、一括して質疑に入ります。 ただいまの事務局からの説明について、質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	〔質問、意見なし〕
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第 1 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定についての 1 番から 1 3 番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕

議 長	賛成多数により、議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、1番から13番までについては、原案のとおり決定いたしました。
	なお、議案第1号 14番から21番までについては、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。
	14番の関係者、14番農業委員の退席をお願いします。
委 員	（14番農業委員退席）
議 長	それでは、14番について質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第1号 14番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、14番については原案のとおり決定いたしました。
	14番農業委員は着席してください。
委 員	（14番農業委員着席）
議 長	次に、15番の関係者、5番農業委員の退席をお願いします。
委 員	（5番農業委員退席）
議 長	それでは、15番について質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第1号 15番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第1号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、15番については原案のとおり決定いたしました。

議 長	5 番農業委員は着席してください。 委 員 (5 番農業委員着席)
議 長	次に、1 6 番から 2 1 番の関係者、1 6 番農業委員の退席をお願いします。 委 員 (1 6 番農業委員退席)
議 長	それでは、1 6 番から 2 1 番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。 委 員 「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第 1 号 1 6 番から 2 1 番までについて、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。 委 員 [賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第 1 号 農用地利用集積計画（貸借）の意見決定について、1 6 番から 2 1 番までについては原案のとおり決定いたしました。 1 6 番農業委員は着席してください。 委 員 (1 6 番農業委員着席)
————— 議案第 2 号 —————	
議 長	それでは、日程第 4 議案第 2 号、農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定についてを議題に供します。 1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 2 号、農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定についてご説明いたします。 総会資料は、6 ページを開いてください。今月の件数につきましては、1 件でございます。 それでは、1 番についてご説明します。 譲受人 加治木町西別府在住の〇〇。譲渡人 東餅田在住の〇〇他 3 名による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町西別府字白木山 〇〇番〇 畑、1 筆の面積が 6 9 3 m²です。対価につきましては、総額 4 2 0, 0 0 0 円、1 0 a 当たり換算しますと、6 0 6, 0 6 0 円で決定しました。

議 長	以上、1 番について説明を終わります。 ただいまの説明の1 番に関連して、1 番推進委員にあっせん経過報告をお願いします。
委 員	はい。1 番推進委員です。あっせんの報告をいたします。 加治木町西別府字白木山〇〇番〇 畑、1 筆の面積が6 9 3 m²について、6 月 2 4 日午後1 時 3 0 分より、加治木総合支所北庁舎会議室において、譲渡希望者〇〇さん他 3 名、譲受希望者〇〇さん、あっせん担当委員として、わたくしと、2 番農業委員、5 番農業委員及び事務局職員の立会いの下、あっせんを行いました。 結果につきましては、総額4 2 0, 0 0 0 円、1 0 a 当たりになると6 0 6, 0 6 0 円で、無事成立しました。なお、今後の手続きとしましては、嘱託登記により、事務局で所有権の移転登記を行う予定となっています。 以上、農地のあっせん報告を終わります。
議 長	それでは、1 番について質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	[質疑、意見なし]
議 長	それでは、お諮りいたします。議案第2 号 農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定の1 番について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第2 号 農用地利用集積計画（所有権移転）の意見決定の1 番については、原案のとおり決定いたしました。
議 長	————— 議案第3 号 ————— 次に、日程第5 議案第3 号、農地法第3 条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 まず、1 番についてですが、議事参与制限により、関係者がいらっしゃいますので、個別案件で質疑し、採決いたします。 1 番の関係者、1 2 番農業委員の退席をお願いします。
委 員	(1 2 番農業委員退席)
議 長	それでは、1 番について事務局の説明を求めます。

事務局	それでは、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についてご説明申し上げます。総会資料は、7ページでございます。今月の申請件数は、3件となっております。 先般、各担当委員におきまして事前調査がなされ、現地調査報告書の1ページから3ページに調査書がございますので、ご審議の参考としてください。 それでは、1番についてご説明申し上げます。 譲受人 加治木町日木山在住の〇〇。譲渡人 霧島市隼人町在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、加治木町日木山字楠原〇〇番 畑、1筆の1, 259㎡となります。 以上で、1番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の1番に関連して、2番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。2番農業委員です。調査報告をいたします。 令和3年7月13日、譲受人宅を訪問し、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は、40年程度の大根作りの経験もあり、7年前には、息子さん夫婦も就農され、法人化もなされております。機械等は、トラクター2台田植、田植機1台、防除機1台、トラック3トン車1台、軽トラック2台、管理機1台あり、問題ありません。労働力は、妻と息子夫婦もおり、問題ありません。 よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上、1番の報告を終わります。
議 長	これより、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	[質疑・意見なし]
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番については、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての1番については、原案のとおり決定いたしました。

議 長	1 2 番農業委員は着席してください。 委 員 (1 2 番農業委員着席)
議 長	次の、2 番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、2 番につきましてご説明申し上げます。 譲受人 蒲生町下久徳在住の〇〇。譲渡人 沖縄県宮古島市在住の〇〇の売買による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町下久徳字横尾口〇〇番〇 田、1 筆の5 5 2 m²となります。譲受人の経営面積が、0 m²となっておりますが、議案第1 号の1 3 番で、1, 5 0 9 m²の契約が成立し、今回申請面積を合わせると下限面積をクリアします。 以上で、2 番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の2 番に関連して、7 番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。7 番農業委員です。調査報告をいたします。 令和3 年7 月1 6 日午後、譲受人と申請地で会い、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。申請地は、譲受人宅すぐ上にあり、譲渡人に身内がないため、これまで申請地を管理していた譲受人に譲り渡すことになりました。譲受人は、高齢であります。妻と二人で野菜を作りたいとのことです。機械等は、トラクター、田植機、防除機、コンバインをリースしており、軽トラックを所有されております。 よって、当申請は、農地法第3 条第2 項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で、2 番の報告を終わります。
議 長	次の、3 番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、3 番につきましてご説明申し上げます。 譲受人 蒲生町北在住の〇〇。譲渡人 愛知県名古屋市在住の〇〇の贈与による所有権移転です。申請地の所在は、蒲生町白男字中水流〇〇番 田、1 筆の6 9 0 m²となります。 以上で、3 番の説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の3 番に関連して、1 0 番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。1 0 番農業委員です。調査報告をいたします。 令和3 年7 月1 5 日、譲受人と申請地で会い、聞き取りを行い、申請地を調査いたしました。譲受人は、2. 6 反を耕作され、耕耘、植え付け、刈り取りはリースで行い、防除や草取り等は自己管理されております。

議 長	す。労働力は、妻と二人であります。 よって、当申請は、農地法第3条第2項の各号に、該当しないと思われますので、許可相当と思われます。 以上で、3番の報告を終わります。
委 員	これより、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての2番から3番までについて、一括して質疑に入ります。 質疑のある委員は挙手をお願いします。
議 長	[挙 手]
委 員	17番農業委員。
議 長	はい。17番農業委員です。 確認です。2番の譲受人は、高齢で、経営面積が0㎡で機械等もリースとのことですが、下限面積を含めて、もう一度説明してください。
議 長	事務局いかがですか。
事務局	議案第1号の13番、利用権の1,509㎡については、以前から譲受人が耕作されていたものを、正式に契約したものであります。今回の申請面積と合わせますと、2,000㎡を超えることになります。機械等につきましては、譲受人の弟も農業をされており、その機械を借りて耕作するとのことです。
議 長	17番農業委員。よろしいですか。
委 員	わかりました。
議 長	ほかに質疑はありませんか。
委 員	[質疑・意見なし]
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての2番から3番までについては、農地法第3条 第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
委 員	[賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の処分決定についての2番から3番までについては、原案のとおり決定い

	たしました。 ————— 議案第4号 —————
議 長	それでは、日程第6 議案第4号、農地転用事業計画変更申請についてを議題に供します。 1番から3番までについて説明を求めます。 まずは、1番について事務局の説明を求めます
事務局	それでは 議案第4号 農地転用事業計画変更申請について、ご説明します。総会資料は、8ページから9ページです。今月の件数につきましては、3件です。 それでは1番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、変更前、変更後も、平松の有限会社〇〇 代表取締役〇〇。土地の所在が、平松字川原田〇〇番 田、他12筆の合計面積が7,754㎡です。当初の転用目的は土砂等仮置場で、令和3年5月10日に、一時転用で5条許可がなされています。変更後の目的は、事業所用地で、事業用宅地造成（1区画）の計画に至ったとのことでございます。こちらは、議案第6号の5番と関連があります。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の1番に関連して、10番農業委員に、議案第6号、農地法第5条の規定による処分決定についての5番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。10番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、始良インターチェンジから、南東に約350mの位置です。被害防除現況としまして、東が雑種地、西が市道、南が田と県道、北が農道です。申請実現の確実性としまして、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、用水・排水路の確保をすることとなっています。現在、県と開発協議中です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、終わります。
議 長	次の、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは2番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、変更前、変更後も、宮島町の株式会社〇〇 代表取締役〇〇。土地の所在が、加治木町木田字船木〇〇番 田、1筆の面積が1,109㎡です。当初の転用目的は宅地造成で、令和元年12月5日

議 長	に5条許可がなされています。変更後の目的も、宅地造成で、申請地南側全体の農地と合わせて、宅地造成をする計画に至ったとのことでございます。こちらは、議案第6号の7番と関連があります。 以上で、説明を終わります。
委 員	ただいまの説明の2番に関連して、3番推進委員に、議案第6号、農地法第5条の規定による処分決定についての7番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
議 長	はい。3番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、春日神社の隣接地です。被害防除現況としまして、東が水路、西が田と宅地、南が市道、北が市道と5条許可地です。申請実現の確実性として、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項ですが、現在、県と開発協議中です。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、終わります。
議 長	次の、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは3番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、変更前が協元の〇〇株式会社 代表取締役 〇〇、変更後が西餅田在住の〇〇。土地の所在が、協元字平〇〇番〇 畑、1筆の面積が432㎡です。当初の転用目的はゴルフ練習場で、平成29年9月6日に5条許可がなされています。変更後の目的は、駐車場で、土地取得後、竹等が生える早さに追い付けず、事業遂行できなかったため、店舗来客用駐車場に利用したいとのことでございます。こちらは、議案第6号の10番と関連があります。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の3番に関連して、14番農業委員に、議案第6号、農地法第5条の規定による処分決定についての10番とも関連がありますので、一括して調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。14番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、白金酒造から、南西に約100mの位置です。被害防除現況としまして、東が宅地、西が鉄道用地、南が宅地、北が畑です。申請実現の確実性として、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、通作路を設けることとなっています。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。

議 長	以上で、終わります。 これより、議案第４号 農地転用事業計画変更申請の１番から３番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
	委 員 「質疑・意見なし」
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第４号、農地転用事業計画変更申請の１番から３番までについて、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員 〔賛成多数〕
議 長	賛成多数により、議案第４号 農地転用事業計画変更申請の１番から３番までについては、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。
————— 議案第５号 —————	
議 長	次に、日程第７ 議案第５号、農地法第４条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 １番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第５号 農地法第４条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は１０ページでございます。今月の申請件数につきましては、１件となっております。 それでは、１番につきまして、ご説明いたします。 申請人は、加治木町小山田在住の〇〇。土地の所在は、加治木町小山田字上学力〇〇番〇 田の一部、面積が１，２１５㎡のうち３８９㎡です。申請地につきましては、土地改良事業がなく、農地の広がり１０ｈａ以上の区域内の農地であり、農地区分は、第１種農地と判断されます。農機具倉庫 １棟 ４８．９０㎡で、理由といたしましては自宅敷地が狭いため、農機具倉庫を建築したとのごことでございます。資金につきましては、現状使用のため不要、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、始末書と被害防除計画書が添付されております。こちらにつきましては、第１種農地のため、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件となります。 以上で、１番の説明を、終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、１２番農業委員に調査の結果並びに補足

		説明をお願いします。
	委 員	はい。１２番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第１種農地であるが、第１種農地の不許可の例外である農業用施設等に該当するため、問題ありません。申請地の位置ですが、ファミリーマート小山田店から、北東に約５０ｍの位置にあります。 被害防除現況として、東が宅地、西が宅地と市道、南が５条の利用目的変更申請地、北が里道と宅地です。申請実現の確実性は、既に転用済のため、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。 以上で、報告を終わります。
議 長		これより、議案第５号 農地法第４条の規定による許可申請の処分決定の１番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
	委 員	「質疑・意見なし」
議 長		それでは、お諮りいたします。 議案第５号 農地法第４条の規定による許可申請の処分決定についての１番について、原案のとおり意見決定及び許可決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	[賛成多数]
議 長		賛成多数により、議案第５号 農地法第４条の規定による許可申請の処分決定についての１番については、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。 なお、１番につきましては、県農業会議ネットワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。
		————— 議案第６号 —————
議 長		次に、日程第８ 議案第６号、農地法第５条の規定による許可申請の処分決定についてを議題に供します。 １番から１６番までについて説明をお願いします。 まずは、１番について事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、議案第６号 農地法第５条の規定による許可申請の処分決定についてご説明いたします。総会資料は、１１ページから１６ページ

議 長 委 員 議 長 事務局 議 長	でございます。今月の申請件数につきましては、16件となっております。 それでは、1番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 霧島市の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇。譲渡人 神奈川県茅ヶ崎市在住の〇〇です。土地の所在が、船津字鳥越〇〇番〇 田、1筆の面積が1,310㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は、共同住宅 2棟 501.13㎡で、理由につきましては、自社の経営安定を図り、地域の住宅緩和に寄与したいとのごことでございます。こちらは、融資で対応し、水利組合からの意見書が添付されております。また、被害防除計画書も添付されております。 以上で、1番の説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、12番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。12番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地ですが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置ですが、船津浄水場から、北西に約20mの位置にございます。被害防除現況として、東が宅地、西が市道、南が農道、北が田と宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見でございます。 以上で、報告を終わります。 次の、2番について事務局の説明を求めます。 続きまして、2番につきまして、ご説明いたします。 譲受人は、西餅田在住の〇〇。譲渡人は、鹿児島市在住の〇〇です。土地の所在は、蒲生町上久徳字木佐木原〇〇番〇 田、1筆の面積が156㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 53.24㎡で、理由としましては、自己住宅を建築し、居住するとのことでございます。こちらは、融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。 以上で、説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、11番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
--	--

委員 議 長	はい。11番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地ではありますが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、川東地区いきいき交流センターから、西に約80mの位置です。被害防除現況としまして、東が市道、西が雑種地、南が県道、北が里道です。申請実現の確実性といたしましては、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にございませ。総合意見としまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
事務局	次の、3番について事務局の説明を求めます。 それでは、3番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 宮島町在住の〇〇。譲渡人 大阪府東大阪市在住の〇〇です。土地の所在が、平松字上福元水流〇〇番 田、1筆の面積が346㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は貸駐車場で、理由としましては、隣接地に幼稚園を開設するに至り、貸駐車場にしたいとのございます。こちらは、自己資金で対応し、土地改良区からの意見書が添付されております。また、被害防除計画書も添付されております。 以上で、説明を終わります。
議 長 委員	ただいまの説明に関連して、10番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。10番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、大和葬儀社重富葬祭から、北西に約80mの位置です。被害防除の現況は、東が田、西が里道、南が田、北が農道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にございませ。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長 事務局	次の、4番について事務局の説明を求めます。 それでは、4番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 西餅田在住の〇〇。譲渡人 東京都日野市在住の〇〇です。土地の所在が、西餅田字楠元〇〇番〇 畑、1筆の面積が208㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種住居地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 95.64㎡で、理由としましては、現在アパート住ま

議 長	いで手狭になったため、一般住宅を建築したいとのことでございます。こちらは、融資で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書も添付されております。こちらにつきましては、隣接地〇〇番〇（宅地）160.32㎡と一体利用で、全事業面積が368.32㎡となっております。 以上で、説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、14番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。14番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置は、楠元公民館の隣接地です。被害防除の現況は、東が宅地、西が市道、南が宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、5番について事務局の説明を求めます。 それでは、5番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 平松の有限会社〇〇 代表取締役 〇〇。譲渡人 平松在住の〇〇他13名です。土地の所在は、平松字川原田〇〇番〇 田、他19筆の合計面積が13,395㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、準工業地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は事業所用地で、理由としましては、事業用宅地造成（1区画）の計画に至ったということでございます。資金については、自己資金で、土地改良区からの意見書が添付されております。また、被害防除計画書の添付もされております。こちらは、議案第4号の1番と関連があります。こちらにつきましては、隣接地〇〇番〇（原野）548㎡と一体利用で、全事業面積が13,943㎡となっております。なお、都市計画区域内で30a超えのため、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件となります。 以上で、説明を終わります。
議 長	本案件につきましては、議案第4号の1番で、10番農業委員から報告済でありますので補足説明につきましては、省略いたします。 次の、6番について事務局の説明を求めます。 それでは、6番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 西餅田の有限会社〇〇 代表取締役 〇〇。譲渡人 千葉県市原市在住の〇〇です。土地の所在が、平松字桑原〇〇番〇 田、1筆

議 長	の面積が338㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、準工業地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は資材置場で、理由としましては、現在の資材置場が手狭になり、申請地を利用したいということでございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。こちらにつきましては、隣接地〇〇番〇（転用許可地）359㎡と一体利用で、全事業面積が、697㎡となっております。 以上で、説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、10番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。10番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、池田パンから、北東に約110mの位置です。被害防除現況としましては、東が一体利用地、西が里道、南が宅地、北も宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見でございます。 以上で、報告を終わります。
議 長 事務局 議 長	次の、7番について事務局の説明を求めます。 それでは、7番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 宮島町の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇。譲渡人 加治木町反土在住の〇〇他2名です。土地の所在が、加治木町木田字船木〇〇番〇 田他、10筆の合計面積が7,675㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第3種農地と判断されます。転用目的は宅地造成で、理由としましては、条件がそろっており住宅需要が見込まれるため、宅地造成（35区画）したいとのことでございます。こちらは、融資で対応し、土地改良区からの意見書が添付されております。また、被害防除計画書も添付されております。なお、こちらは議案第4号の2番と関連があります。こちらにつきましては、隣接地〇〇番〇（宅地）214.23㎡・〇〇番〇（雑種地）1,102㎡・〇〇番〇（雑種地）27㎡・議案第4号の2番1,109㎡と一体利用で、全事業面積が、10,127.23㎡となっております。なお、都市計画区域内で30a超えのため、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件となります。 以上で、説明を終わります。 本案件につきましては、議案第4号の2番で、3番推進委員から報告

事務局	済でありますので補足説明につきましては、省略いたします。 次の、8番について事務局の説明を求めます。 それでは、8番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 平松在住の〇〇。譲渡人 西餅田在住の〇〇です。土地の所在が、蒲生町久末字数田〇〇番 畑、1筆の面積が645㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は山林で、理由としましては、農地として使えないため山林としたいとのこととでございます。資金のほうは、自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書と顛末書が添付されております。 以上で、説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、8番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。8番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地ですが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、共和コンクリート蒲生工場から、西に約400mの位置です。被害防除現況といたしまして、東が原野、西が山林、南が原野、北が山林です。申請実現の確実性といたしまして、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長 事務局	次の、9番について事務局の説明を求めます。 それでは、9番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 霧島市在住の〇〇。譲渡人 船津在住の〇〇です。土地の所在が、船津字馬場迫〇〇番 畑、1筆の面積が683㎡です。申請地につきましては、土地改良事業がなく、農地の広がり10ha以上の区域内の農地であり、農地区分は、第1種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 1棟 107.65㎡で、理由のほうにつきましては、利便性の良い申請地に自己住宅を建築したいとのこととでございます。資金につきましては、融資で、改良区のほうは、区域外のため不要となります。また、被害防除計画書と面積超の理由書が添付されております。こちらにつきましては、第1種農地のため、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件となります。 以上で、説明を終わります。

議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、１２番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。１２番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第１種農地であるが、第１種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当するため、問題ありません。申請地の位置ですが、船津公民館から、北西に約５０ｍの位置です。被害防除現況ですが、東が畑と宅地、西が市道、南が畑、北が市道です。申請実現の確実性は、融資証明があり、確実であります。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見といたしまして、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員といたしましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長 事務局	次の、１０番について事務局の説明を求めます。 それでは、１０番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 西餅田在住の〇〇。譲渡人 脇元の〇〇株式会社 代表取締役 〇〇です。土地の所在は、脇元字平〇〇番〇 畑、１筆の面積が４３２㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第二種住居地域に指定されており、農地区分は、第３種農地と判断されます。転用目的は駐車場で、理由につきましては、店舗来客用駐車場に利用することとございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となります。また、被害防除計画書が添付されております。なお、こちらは、議案第４号の３番と関連があります。 以上で、説明を終わります。
議 長 事務局	本案件につきましては、議案第４号の３番で、１４番農業委員から報告済でありますので補足説明につきましては、省略いたします。 次の、１１番について事務局の説明を求めます。 それでは、１１番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 宮島町の〇〇株式会社 代表取締役 〇〇。譲渡人 兵庫県神戸市在住の〇〇です。土地の所在は、東餅田字北野崎〇〇番〇 畑、１筆の面積が４５５㎡です。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第二種住居地域に指定されており、農地区分は、第３種農地と判断されます。転用目的は宅地造成で、理由につきましては、宅地造成（１区画）として利用したいとございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となります。また、被害防除計画書が添付されております。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、１４番農業委員に調査の結果並びに補足

委員	説明をお願いします。 はい。14番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第3種農地で、問題ありません。申請地の位置ですが、ホームタウン帖佐集会場から、南東に約80mの位置です。被害防除現況ですが、東が宅地、西が里道、南が畑、北が私道です。申請実現の確実性ですが、自己資金証明もあり、確実です。条件及び特記事項は、特にありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議長	次の、12番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、12番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 東餅田の社会福祉法人〇〇 理事長 〇〇。譲渡人 蒲生町下久徳在住の〇〇です。土地の所在が、蒲生町下久徳字榎田〇〇番〇畑、字榎田〇〇番〇畑、字榎田〇〇番〇畑、3筆の合計面積が996㎡となっております。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。転用目的は障害施設・グループホームで、理由につきましては、障害施設及びグループホームに利用したいとのことでございます。こちらは、自己資金で対応し、改良区のほうは、区域外のため不要となります。また、被害防除計画書が添付されております。 以上で、説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、8番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい。8番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第2種農地であります。その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置ですが、下久徳地区いきいき交流センターの隣接地です。被害防除現況ですが、東が墓地、西が畑、南が宅地、北も宅地です。申請実現の確実性ですが、自己資金証明もあり、確実です。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準について調査の結果、現地調査委員としましては、許可意見であります。 以上で、報告を終わります。
議長	ここで、しばらく休憩いたします。 (休憩)

議 長 事務局	休憩まえに引き続き、会議を再開いたします。 次の、１３番について事務局の説明を求めます。 それでは、１３番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 東京都港区の〇〇株式会社 代表取締役 〇〇。譲渡人 東餅田在住の〇〇です。土地の所在が、松原町１丁目〇〇番〇 畑、１筆の面積が５３７㎡となっております。申請地につきましては、都市計画区域内の用途が、第一種中高層住居専用地域に指定されており、農地区分は、第３種農地と判断されます。転用目的は宅地造成で、理由につきましては、宅地造成（３区画）を行いたいということでございます。資金については、自己資金で、改良区のほうは、区域外のため不要となります。また、被害防除計画書が添付されております。 以上で、説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、１２番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。１２番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第３種農地で、問題ありません。申請地の位置は、松原なぎさ小学校から、南東に約１２０ｍの位置です。被害防除現況は、東が市道、西が畑、南が市道、北が宅地です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長 委 員	次の、１４番について事務局の説明を求めます。 それでは、１４番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 霧島市在住の〇〇。譲渡人 加治木町小山田在住の〇〇です。土地の所在が、加治木町小山田字上学力〇〇番〇 田の一部、１，２１５㎡のうち４９８㎡となっております。申請地につきましては、土地改良事業があり、農地の広がり１０ｈａ以上の区域内の農地であり、農地区分は、第１種農地と判断されます。転用目的は一般住宅 １棟 ４７．２５㎡で、理由につきましては、現在借家で手狭なため、自己住宅を建築したいということでございます。資金については、融資で、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書の添付があります。こちらにつきましては、第１種農地のため、県農業会議ネットワーク機構への意見聴取案件となります。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、１２番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。

事務局	はい。１２番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第１種農地であるが、第１種農地の不許可の例外である集落接続施設に該当するため、問題ありません。申請地の位置は、ファミリーマート小山田店から、北東に約５０ｍの位置です。被害防除現況は、東が畑、西が市道と利用目的変更の申請地、南が宅地、北が４条の申請地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取案件とし、現地調査委員としましては、許可の意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、１５番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、１５番につきまして、ご説明いたします。 譲受人 鹿児島市の〇〇株式会社 代表取締役 〇〇。譲渡人 平松在住の〇〇他１名です。土地の所在が、大山字乱橋〇〇番 田の一部、字乱橋〇〇番 田、２筆の合計面積が９１５㎡となっております。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がりは一〇ｈａ未満の区域内の農地であり、農地区分は第２種農地と判断されます。転用目的は太陽光発電所で、理由につきましては、事業拡大を目的に太陽光発電施設を設置したいということでございます。資金については、自己資金で、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書が添付されております。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明に関連して、１１番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。１１番農業委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第２種農地ではありますが、その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、大山団地から、東に約６０ｍの位置です。被害防除現況は、東が山林と田、西が市道、南が宅地と山林、北が私道です。申請実現の確実性は、自己資金証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長	次の、１６番について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、１６番につきまして、ご説明いたします。

	譲受人 平松在住の〇〇。譲渡人 蒲生町下久徳在住の〇〇他 1 名です。土地の所在が、蒲生町下久徳字長迫〇〇番〇 畑、字長迫〇〇番〇 畑、2 筆の合計面積が 8 2 4 m²となっております。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がりには 1 0 h a 未満の区域内の農地であり、農地区分は第 2 種農地と判断されます。転用目的は一般住宅・倉庫 2 棟 2 1 3. 0 0 m²で、理由につきましては、最適な土地が見つかったので、一般住宅を建築したいということでございます。資金については、融資で、改良区のほうは、区域外のため不要となっております。また、被害防除計画書と面積超の理由書が添付されております。 以上で、説明を終わります。
議 長 委 員	ただいまの説明に関連して、8 番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。 はい。8 番推進委員です。調査報告いたします。 農地区分は、第 2 種農地であります。その他の農地に該当するため問題ありません。申請地の位置は、早馬神社から、南西に約 1 9 0 m の位置です。被害防除現況は、東が宅地、西が田、南が農道、北が雑種地です。申請実現の確実性は、融資証明もあり、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見として、転用許可基準の立地及び一般基準についての調査の結果、現地調査委員としましては、許可の意見であります。 以上で、報告を終わります。
議 長 委 員	調査員の皆さん、ご苦労様でした。 これより、議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての 1 番から 1 6 番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。 [質疑・意見なし]
議 長 委 員	それでは、お諮りいたします。 議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての 1 番から 1 6 番までについて、原案のとおり意見決定及び許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。 [賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第 6 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定についての 1 番から 1 6 番までについて、原案のとおり意見決定及び許可が決定いたしました。 なお、5 番、7 番、9 番、1 4 番につきましては、県農業会議ネット

議 長	ワーク機構の決議に該当しますので、「意見聴取」いたします。
事務局	議案第 7 号 次に、日程第 9 議案第 7 号、農地の利用目的変更願についてを議題に供します。 1 番について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 7 号 農地の利用目的変更願について、ご説明いたします。総会資料は、17 ページです。今月の申請につきましては、1 件となっております。参考資料につきましては、68 ページから 71 ページになりますので、審議の参考としてください。 それでは、1 番を説明いたします。申請人は加治木町小山田在住の〇〇、所有者も同一でございます。土地の所在は、加治木町小山田字上学力〇〇番〇 田の一部、1, 215㎡のうち 328㎡です。申請地につきましては、土地改良事業がなく、農地の広がり は 10ha 以上の区域内の農地であり、農地区分は、第 1 種農地と判断されます。変更後の使用目的は、畑で、理由としましては、周囲が宅地となり田として耕作が難しくなり、現在畑として利用しているとのことでございます。 以上で、説明を終わります。
議 長	ただいまの説明の 1 番に関連して、12 番農業委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委 員	はい。12 番農業委員です。報告いたします。 農地区分は、第 1 種農地です。申請地の位置ですが、ファミリーマート小山田店から、北東に約 50m の位置です。周囲の現況ですが、東が 5 条の申請地、西が市道、南が 5 条の申請地、北が 4 条の申請地です。申請実現の確実性は、既に畑として利用されており、確実であります。条件及び特記事項は、ありません。総合意見といたしまして、現地調査員としては、承認意見です。 以上で、報告を終わります。
議 長	それでは、議案第 7 号 農地の利用目的変更願についての 1 番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委 員	[質疑・意見なし]
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第 7 号 農地の利用目的変更願についての 1 番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

委員	[賛成多数]
議長	賛成多数により、議案第7号 農地の利用目的変更願についての1番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。
	議案第8号
議長	次に、日程第10 議案第8号、非農地証明願についてを議題に供します。 1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第8号 非農地証明願について、ご説明いたします。総会資料は、18ページです。今月の申請につきましては、1件となっております。 それでは、1番を説明いたします。申請人は、神奈川県藤沢市在住の〇〇他2名、所有者も同一でございます。土地の所在は、加治木町小山田字猪目〇〇番〇 畑、1筆の面積が868㎡です。申請地につきましては、土地改良事業の施行もなく、農地の広がり10ha未満の区域内の農地であり、農地区分は第2種農地と判断されます。現況は、昭和50年9月ごろに、前所有者が申請地にゴルフ場敷地として造成しております。 以上で、説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関連して、4番推進委員に調査の結果並びに補足説明をお願いします。
委員	はい。4番推進委員です。報告いたします。 農地区分は、第2種農地です。申請地の位置ですが、鹿児島国際ゴルフ場内です。現況といたしまして、申請のとおり雑種地となつてから、約46年程度たっていると認められます。周囲の現況が、東が雑種地、西も雑種地、南も雑種地、北も雑種地ということで、非農地として認定するやむを得ない理由といたしまして、雑種地となつてから、20年以上経過しており、やむを得ないものと認めます。条件及び特記事項は、ありません。総合意見といたしまして、現地調査員としては、承認意見です。 以上で、報告を終わります。
議長	それでは、議案第8号 非農地証明願についての1番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。
委員	[質疑・意見なし]

議 長 委 員	それでは、お諮りいたします。 議案第 8 号 非農地証明願についての 1 番について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。 [賛成多数]
議 長	賛成多数により、議案第 8 号 非農地証明願についての 1 番については、原案のとおり承認することに決定いたしました。 議案第 9 号
議 長 事務局	次に、日程第 11 議案第 9 号、農地あっせん申出（売渡 希望）についてを議題に供します。 1 番から 3 番までについて、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 9 号、農地あっせん申出（売渡 希望）について、ご説明いたします。総会資料は、19 ページです。今月の申請につきましては、売渡 3 件となっております。参考資料につきましては、74 ページから 76 ページになりますので、審議の参考としてください。 それでは、1 番を説明いたします。 内容につきましては、売渡です。申請者は、鹿児島市在住の〇〇、土地の所在が、蒲生町白男字上水流〇〇番 田、字上水流〇〇番 田、字前田〇〇番〇 田、3 筆の面積が 2, 394 m²です。希望譲渡価格は、農業委員会に一任ということです。 以上で、1 番の説明を終わります。 それでは、2 番を説明いたします。 内容につきましては、売渡です。申請者は、大阪府茨木市在住の〇〇、土地の所在が、上名字新開〇〇番〇 田、字新開〇〇番〇 田、2 筆の面積が 2, 947 m²です。希望譲渡価格は、字新開〇〇番〇が総額 180 万円、字新開〇〇番〇が総額 120 万円ということです。 以上で、2 番の説明を終わります。 それでは、3 番を説明いたします。 内容につきましては、売渡です。申請者は、東餅田在住の〇〇、土地の所在が、三拾町字御共田〇〇番 田、字御共田〇〇番 田、字御共田〇〇番 田、字御共田〇〇番 田、4 筆の面積が 5, 932 m²です。希望譲渡価格は、10 a 当たり 130 万円ということです。 以上で、3 番の説明を終わります。
議 長	事務局の説明が終わりました。議案第 9 号、農地あっせん申出（売渡 希望）の 1 番から 3 番までについて、一括して質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお願いします。

	委 員	[挙 手]
議 長		1 2 番推進委員。
	委 員	はい。1 2 番推進委員です。 3 番の希望譲渡価格が、1 0 a 当り 1 3 0 万円となっていますが、現状の価格からすると、かなり高いと思います。これは、譲渡人からの希望価格なのですか。2 番についても、同様と思われます。
議 長		事務局いかがですか。
	事務局	お答えします。3 番ですが、譲渡人の話によると、この農地を買った時の価格が、1 3 0 万円の倍近くだったとのことです。事務局としましても、希望譲渡価格を聞きますが、実際の価格は、低くなることを説明してあります。2 番についても、同様です。
議 長		1 2 番推進委員。よろしいですか。
	委 員	わかりました。
議 長		ほかに質疑はありませんか。
	委 員	[質疑・意見なし]
議 長		それでは、お諮りいたします。 議案第 9 号 農地あっせん申出（売渡 希望）の 1 番から 3 番までについて、原案のとおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。
	委 員	[賛成多数]
議 長		賛成多数により、議案第 9 号 農地あっせん申出（売渡 希望）の 1 番から 3 番までについては、原案のとおり受理することに決定いたしました。 次に、ただいま承認された議案第 9 号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。 地区委員の方々から選出していただきたいと思います。 自薦他薦いずれでもよろしいです。
	委 員	[意見なし]
議 長		いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第 9 号、農地あっせん申出（売渡 希望）についての、

議 長 委 員	1 番については、1 0 番農業委員、1 8 番農業委員、 5 番推進委員に、 2 番については、1 1 番農業委員、1 9 番農業委員、 1 0 番推進委員に、 3 番については、1 5 番農業委員、9 番農業委員、 1 2 番推進委員に、 お願いしたいと思います。 「はい」
議 長	それでは、担当になられた委員の方々は、よろしくお願いいたします。
議 長	議案第 1 0 号
議 長	次に、日程第 1 2 議案第 1 0 号、農地あっせん申出（買受 希望） についてを議題に供します。 1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 1 0 号、農地あっせん申出（買受 希望）について、 ご説明いたします。総会資料は、2 0 ページです。今月の申請につきま しては、買受 1 件となっております。参考資料につきましては、7 7 ペ ージから 7 8 ページになりますので、審議の参考としてください。 それでは、1 番を説明いたします。 内容につきましては、買受で、畜産の飼料作付け圃場です。申請者は、 西餅田在住の〇〇。希望地目が、田で、希望面積が 7, 0 0 0 m²です。 希望地区は、三拾町方面圃場整備地区です。希望買受価格は、農業委員 会に一任ということです。 以上で、1 番の説明を終わります。
議 長	事務局の説明が終わりました。議案第 1 0 号、農地あっせん申出（買 受 希望）の 1 番について、質疑に入ります。質疑のある委員は挙手をお 願いします。
委 員	[質疑・意見なし]
議 長	それでは、お諮りいたします。 議案第 1 0 号 農地あっせん申出（買受 希望）の 1 番について、原 案のとおり受理することに賛成の委員は挙手をお願いします。

議 長	委 員	[賛成多数]
議 長		賛成多数により、議案第10号 農地あっせん申出（買受 希望）の1番については、原案のとおり受理することに決定いたしました。 次に、ただいま承認された議案第10号のあっせん申出に係わる地区あっせん委員の選出について協議していただきます。 地区委員の方々から選出していただきたいと思います。 自薦他薦いずれでもよろしいです。
議 長	委 員	[意見なし] いらっしゃらなければ、事務局案を読み上げます。 議案第10号、農地あっせん申出（買受 希望）についての、 1番については、15番農業委員、9番農業委員、 12番推進委員に、 お願いしたいと思います。
議 長	委 員	「はい」 それでは、担当になられた委員の方は、よろしくお願いいたします。
————— 農地あっせんの経過報告 —————		
議 長		次に日程第13、農地あっせんの経過報告について、進展がありましたら報告をお願いします。まず、事務局からの報告をお願いします。
	事務局	それでは、農地あっせんの経過報告をいたします。 今月は、特にございませんが、今月の議案第2号の1番で、農地あっせんにより、西別府の〇〇さんが所有権を取得されました。 以上で報告を終わります。
議 長		委員の皆さんから、何か報告等ございませんか。
	委 員	[質問・意見なし]
議 長		ないようでしたら、この案件は報告ですので、これで終わります。 ————— 農用地利用集積計画（貸借）合意解約 —————

議 長		次に日程第１４、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約報告について、事務局の説明を求めます。
	事務局	それでは、農用地利用集積計画（貸借）の合意解約の報告をいたします。７月は２件が提出されております。内容につきましては、別紙、合意解約７月分を、後ほどご確認ください。 以上で、報告を終わります。
議 長		ただ今の事務局説明について、質疑のある方はございませんか。
	委 員	「質問・意見なし」
議 長		ないようですので、それでは、この案件は報告ですので これで終わります。
		その他
議 長		それでは日程第１５、その他でございますが、委員の方から何かございませんか。
	委 員	[挙 手]
議 長		１２番農業委員。
	委 員	はい。１２番農業委員です。 遊休農地対策グループからのお願いです。先ほど、事務局から配布されました荒廃農地発生予防&解消情報提供シートをご覧ください。委員の皆さんが、農地パトロールをされる際に、荒廃の恐れがある農地や耕作者が不在になる農地などで、守りたい農地の情報提供をお願いします。その情報をグループで検討して、遊休農地を解消したいと思っております。協力をよろしくお願いします。
議 長		委員の皆さん。協力をお願いします。 ほかに、委員の方から何かございませんか。
	委 員	[発言なし]
議 長		ないようですので、以上で、本日の議案の審議並びに、報告事項は全て終了しました。 事務局から何かありますか。

事務局 議長 事務局長	○ 鹿児島県農業委員会大会（８月３１日）について ほかにありませんか。 それでは、以上をもちまして、令和３年度 第４回 始良市農業委員会総会を閉会いたします。 〔閉会〕 姿勢を正してください。 一同礼。
----------------------------------	---

議事録署名委員

署名委員

署名委員
